

○ 経済産業省令第一六二号
　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、及びゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の規定に基づき、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和五年五月二十五日

統合商業大日本電信

國務大臣 岡田 直樹

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

経済産業大臣臨時代理

【宅地造成及び特定盛土等規制法
第12条第1項、第30条第1項】
【処分があった日及びその処分
の番号】
【処分権者】

【當地造成等規制法第8条第1項】
【処分があった日及びその処分の番号】

【宅地造成等規制法第8条第1項】
【処分があった日及びその処分の番号】
【処分権者】

備考 表中の「」は注記である。

○經濟産業省令第二十七号
鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のようて定める。
鉱山保安法施行規則第27号

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令
〔昭和二年五月二日勅令〕

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のよう改定する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一条 [略] （略）

語の意義は、それぞれ当該各号の定めると
ころによる。

三十八 「放射線業務從事者」とは、核原料物質鉱山において核原料物質の採掘、核原料物質又は核燃料物質の製鍊、鉱山

三十八 「放射線業務從事者」とは、核原料物質鉱山において核原料物質の採掘、核原料物質又は核燃料物質の製鍊、鉱山

の施設の保全、核原料物質又は核燃料物

樣式第7(第14條關係)

樣式第7(第14條關係)

〔留〕
〔記載上の注意〕

1. ～3. 〔留〕
4. 保証委託契約書の写しを一部添付すること。

〔施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分〕

〔監〕
（記載上の注意）

1. ～3. 〔監〕
4. 保証委託契約書の写しを一部添付すること。

〔施設の開設に係る工事に関する法令に基づく許可等の処分〕
〔監〕

質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は汚染の除去その他
の業務（第二十九条第一項第三号の二及
び第十三号の二において「放射線業務」
といふ。）に従事する者であつて、管理区
域に立ち入るものをいう。

質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は汚染の除去その他の業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入るものをいう。

た女性にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。この場合において、管理区域内に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

□ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量の測定は、経済産業大臣の定めるところにより、放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれがある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行い、その結果を記録すること。ただし、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の内部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

十三の二 管理区域における放射線業務、第二十七号の規定による措置に係る作業又は管理区域に一時的に立ち入る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、前号の規定により線量を測定を行い、その

た女子にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに集計し、集計の都度、記録すること。この場合において、管理区域内に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

□ 人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）による線量の測定は、経済産業大臣の定めるところにより、放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき及び放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれがある場所に立ち入る者にあつては、三月を超えない期間ごとに一回（本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）行い、その結果を記録すること。ただし、放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものについては、その者の内部被ばくによる線量が経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないときは、この限りでない。

十四 第十三号により測定された線量を基に、経済産業大臣の定めるところにより、実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに算定し、算定の都度、記録すること。

十五～二十七 【略】

二十八 前号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものについては、放射線業務従事者（女性にあつては、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）でなければ従事させないこと。ただし、当該作業を行うため必要な人員が得られない場合その他やむを得ない場合において放射線業務従事者以外の鉱山労働者（女性にあつては、妊娠不能と診断される者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を従事させるときは、この限りでない。

〔新設〕

結果を記録する必要がある旨を当該請負人に周知すること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 管理区域に一時的に立ち入る請負人であつて放射線業務従事者でないものについては、当該請負人の管理区域における外部被ばくによる線量が前号イの経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないとき。

ロ 放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る請負人であつて放射線業務従事者でないものについては、当該請負人の内部被ばくによる線量が前号ロの経済産業大臣が定める線量を超えるおそれのないとき。

十四 第十三号により測定された線量を基に、経済産業大臣の定めるところにより、実効線量及び等価線量を四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間、四月一日を始期とする一年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなつた女性にあつては、出産までの間毎月一日を始期とする一月間にについて、当該期間ごとに算定し、算定の都度、記録すること。

十五～二十七 【略】

二十八 前号の規定による措置に係る作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものについては、放射線業務従事者（女性にあつては、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）でなければ従事させないこと。ただし、当該作業を行うため必要な人員が得られない場合その他やむを得ない場合において放射線業務従事者以外の鉱山労働者（女性にあつては、妊娠不能と診断される者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。）を従事させるときは、この限りでない。

十三の二 管理区域における放射線業務、第二十七号の規定による措置に係る作業又は管理区域に一時的に立ち入る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、前号の規定により線量を測定を行い、その

二十九 略

三十 第二十七号の規定による措置に係る

二十九 新設 略

作業であつてこれに従事する者が多量の放射線を被ばくするおそれがあるものの一部を請負人に請け負わせるときは、当該作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性については、第三号の規定にかかわらず、同号の線量限度を超えて被ばくすることができる旨を当該請負人に周知すること。

三十一 前号においては、同号の作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性が当該作業に従事

届出をした 指定県の名 称	法律又は政令	届出に係る事務の範囲	
		改	正
福島県 [略]	[略]	事務	
〔略〕	〔略〕		

○総務省告示第百九十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対応するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があつた件）の一部を次のように改正する。

令和五年五月二十五日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を除くこととする。

改 正 後

告 示

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

総務大臣 松本 剛明

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

する間に受ける線量は、第二十九号の線量限度を超えないようにする必要がある旨を前号の請負人に周知すること。

法第九条の規定に基づき、核原料物質鉱山における放射線障害の防止について鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。

一 略

二 前項第十号又は第十一号の規定により有効呼吸用保護具の着用を指示されたときは、有効呼吸用保護具を着用すること。

二 略

二 前項第十号又は第十一号の規定により防じんマスクの使用を指示されたときは、防じんマスクを使用すること。

届出をした 指定県の名 称	法律又は政令	届出に係る事務の範囲	
		改	正
福島県 [同上]	[同上]	事務	
〔同上〕	〔同上〕		

総務大臣 松本 剛明

総務大臣 松本 剛明